

1. 新役員の編成

4月1日より、新執行部がスタートしました。既に本誌3月号にて第34回通常代議員会での役員選出結果をお知らせし、4月号では会長、副会長のご挨拶も掲載しておりますが、平成14・15年度は会長全田浩（再任）、副会長藤上雅子（再任）、奥村勝彦（新任）、矢後和夫（新任）の体制となります。なお、会長は専任として、病院・診療所薬剤師にとって重要な時期を常勤で勤めさせて頂くこととなりました。

また、役員編成については、本号p.137に掲載していますのでご覧下さい。

さて、平成14年度は病院薬剤師の配置基準の見直し問題の再スタートの年です。薬剤師養成問題をはじめ、病院薬剤師業務のエビデンスに関する客観的データの収集方法、医療事故防止対策、規模別・機能別の薬剤師業務の検討など大きな課題へ向けて事業を展開する予定です。

第34回通常代議員会での会長演説、また、決定された平成14年度予算案、平成14年度事業計画案等については本号p.95~127に掲載していますのでご覧下さい。

新体制においても会員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

2. 平成14年度診療報酬改定について

平成14年度診療報酬改定は、はじめての技術料マイナスでした。念願であった注射薬調剤料の新設や薬剤管理指導料の月初の増額などは実現できませんでした。今回の診療報酬改定の経緯については、本誌4月号にて野崎前社会保険委員会委員長よりご報告しておりますが、大変厳しいものでありました。

しかし、外来化学療法加算における施設基準に「当該化学療法につき専任の常勤薬剤師が勤務していること」という条件が入り、処方せん料における後発医薬品処方の評価、薬剤投与期間制限の原則撤廃など、薬剤師の役割が認められ、あるいは薬剤師が活躍する場が増えた改定でした。外来化学療法加算については、抗悪性腫瘍薬による医療事故等を受けて、医療の安全対策における薬剤師の役割が認識されたものであり、その期待に応えなくてはなりません。後発品の使用には、品質の問題、安定供給、医薬品情報の提供体制等の問題があります。これら进行评估できるのは薬剤師しかおりません。薬剤の投与制限が原則撤廃されたとはいえ、初めて投与する場合などでは、慎重に投与すべきものも少なくなく、処方監査を通じて、薬剤師機能が発揮できます。

日病薬としても、新たな薬剤師の役割が十分発揮できるよう研修会の開催や委員会活動において会員各位への支援ができるような情報を提供していく予定です。

一方、薬剤管理指導料の算定の留意事項が一部追加になりました。業務量が増えたと批判的にとらえるのではなく、医療制度改革が叫ばれ、医療経済状況が厳しい中であって、患者の利益になるよう、より確実な業務が求められているものと考えて頂きたい。こういった地道な業務が次回の改定の際の評価にもつながります。

病院・診療所薬剤師に関連した通知についての日病薬の見解等については、本誌綴じ込みに掲載しておりますのでご覧下さい。

3. 市販化を要望した院内製剤の開発状況

院内製剤の市販化に向けた調査・研究は日病薬学術委員会の小委員会で継続的に取り上げているテーマです。現在までに3製剤について要望してきました。「ジゴキシン半量含有製剤(0.125mg)」及び「ヘパリン生食液」については、それぞれ日本製薬団体連合会会長宛に該当の製剤を市販化して頂くよう要望し(平成12年2月16日付及び同4月17日付)、また、厚生労働省医薬局審査管理課課長宛に早期製造承認について要望しました(平成13年4月5日付及び同6月20日付)。「無水エタノール注射製剤」については、日本医療薬学会との連名で、当時の厚生省健康政策局長宛に、医療用医薬品の適用外使用として取り扱うよう要望しました(平成12年11月15日付)。

これらを要望するに当たっては、「ジゴキシン半量含有製剤」及び「ヘパリン生食液」については日本看護協会に協力を要請し、また「無水エタノール注射製剤」については日本肝癌研究会に協力を要請し、それぞれ要望書を提出して頂きました。

この度、「ジゴキシン半量含有製剤」及び「ヘパリン生食液」について製造承認を取得したとの連絡が入りました。両製剤とも近々販売される見込みとなりました。「ジゴキシン半量含有製剤」を手がけて頂いた京都薬品、中外製薬、「ヘパリン生食液」を手がけて頂いた三菱ウェルファーマ、テルモに感謝申し上げます。なお、ヘパリン生食液はプレフィルドシリンジとして製造承認されており、また、三菱ウェルファーマでは臨床試験が実施されました。

「無水エタノール注射製剤」についても早期に製造承認されることを期待していますが、見通しはたっていません。

4. 会員功労賞の新設

この度、理事会の承認を得て日本病院薬剤師会表彰規程を変更し、会員に対する功労賞を新設致しました。従来、表彰規程による表彰としては、病院・診療所薬剤師の学術・地位の向上に寄与し、日病薬や都道府県病薬の発展に功績等があった会員等に対する日本病院薬剤師会賞、病院・診療所薬剤師の学術・地位の向上に寄与し、臨床薬学、病院薬学に著しい業績等があった会員に対する病院薬学賞などがありました。

新設された会員に対する功労賞は、都道府県病薬の向上・発展に功績のあった会員等を表彰するもので、毎年、各都道府県1名以内とします。選考基準としては、都道府県病薬の向上・発展に功績があった者、都道府県病薬において、会務及び事業に功績のあった者、日病薬、都道府県病薬の各役職の点数評価において、20点以上の評価を得た者、都道府県病薬会長の推薦のある者などがあります。点数評価は本誌4月号に掲載しております。

なお、功労賞は、日病薬の通常総会において各都道府県病薬会長に伝達し、表彰は各都道府県病薬会長より行うこととなっています。

5. 素敵な薬剤師エピソード

「教えてくださいあなたが出逢った素敵な病院薬剤師、心に残るエピソード」キャンペーンで紹介された素敵なエピソードを約40件、応募者の了解を得た上で、また、施設名や素敵な薬剤師名については、該当施設及び該当者の了解を得た上で日病薬ホームページにご紹介いたしました。トップページから閲覧できるようになっていますので、会員だけでなく一般の方々に是非読んで頂きたいと考えております。是非、ご紹介下さい。